

2020年11月12日

JAB200:2019 第1版から JAB200:2020 第2版への変更点

箇条番号	変更点	理由
全般	エディトリアル	読みやすさの向上
3.3	17021 → 17021-1	JIS Q 17011:2018 の 3.8 項に整合
3.8	認定周期の定義加筆修正を行った	表現の正確性の向上 (認定の更新時、次の認定周期は、「決定の日」ではなく前周期終了後からスタートすることが表現できていなかった)
4.2 b) 7.2.1	主たる事務所→ <u>本部</u> 又は主たる事務所	他の箇所の表現と整合させた
4.2.3	審査準備を開始する要件から申請料の納入を削除した。	個々の申請料納入を常に即時に確認することは困難であるため、審査準備を開始する要件から外した ただし、適時の料金支払いを確保するため、不払いを審査の中断・中止(6.14)の要件に追加した。
4.4 c)	その他の認定の決定に影響を及ぼす可能性のある情報に、「CAB から提出された書面による情報」を追加	表現の正確性の向上
6.7 6.14	テレビ会議→オンライン会議	従来はテレビ会議(もしくはビデオ会議)という表現が多く使用されていたが、最近ではウェブ会議の出現で区別表現されるようになった。両者を総じて表現する用語としてオンライン会議を用いることとした。
6.14)	直ちに認定の一時停止又は取消し/縮小のプロセスを開始する原因の制限を削除	原因が何かは無関係と考えられるため

6.14 h)	料金不払いを審査の中断・中止の要件に追加した。	適時の料金支払いを確保するため
7.2.1 a)	「（特に文書レビューを通じて不明の点の確認など）」 を削除	必ず文書レビューを第一段階審査より先に実施しなければならないものではないため、文書レビューが先である前提の記述を削除
7.2.4	第一段階審査の結果を書面にて CAB に通知することを明記	7.1.3 と同様に規定
9.2.5 9.5.5	削除	立会いのみの審査の結果は後日の定期審査のインプット情報として使用するものであり、それ単独では「認定の決定」の対象ではないため削除
9.5.2	全ての認定要求事項を網羅する審査 →全ての認定要求事項を網羅する <u>文書レビュー及び現地審査</u>	再審査においても文書レビューを行うことを明記した
9.5.3	「決定日以降に次の認定周期を開始する。」 を削除	3.8（認定周期の定義）にて定義しているため不要
9.5.3	「ただし、認定失効後に再度認定を授与するときの条件を付すことがある。」 を削除	このような事例は極めて例外的であるため、通常の手順として規定することは適切でない
11.1.2	不適合への回答は、期限内に提出すればよいのではなく、JAB がレビューして受け入れるまでであることを明確に記述	表現の正確性の向上
11.3.3	不適合への不同意については、再審議の結果に基づいてプロセスを進行させることを明記	再審議の結論が最終結論であることを明確にする
14	機密情報の開示について、ILAC 等の国際機構又は法律による場合は開示後の CAB への通知手順を、スキームオーナーから要求された場合は該当の CAB への事前通知手順を加えた。	機密情報の開示における CAB への通知手順の明確化
16.1.2 16.2.2	一時停止／取消し／縮小の決定の前に、CAB に情報を提供する機会を与えることができ、CAB からの情報は認定の決定のための情報となることを規定	一時停止／取消し／縮小を要すると考えられる場合、CAB に抗弁の機会を与えるため
附則	適用日及び適用条件を規定。	適用条件の明確化